

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案
に対する修正案

(自由党)

(二七、四二五調整)

地方税法の一部を改正する法律案を次のように修正する。

一 入場税

- (1) 税率を現行(百分の百及び百分の四十)の二分の一(百分の五十及び百分二十)に引下げる事。
- (2) 軽減税率(百分の二十)の適用を受けるものに、口 紙舞踊、口 紙オペラ、口 文楽、口 能楽、及び競技を行うことを業とする者が行う運動競技を追加すること。
- (3) 法第七十八條の課税免除をうける催物の主催者に、口 公民館の経営者へ社会教育法、口 二十一條の法人をを加える事。
- (4) 同條中「学生、生徒、児童又は当該催しに参加することを業としない者が行う」とあるのを削除し、業者の行う催しをも免税し得ることとする事。
- (5) 左により徴収確率の措置を講ずること。

(1) 課税免除の條件に違反して催しを行つた場合においては、地方団体は当該課税免除の処分を取消し、当該催しの主催者等に対し入場税に相当する金額の納付を命ずることが出来るものとする。

(2) 入場券又は利用券の公給を要しない場合を法定すること。

(3) 入場券又は利用券の公給は、特別の事由である場合を除き、納入金の完納及び残券の返還と引替之に行ねなければならぬものとする。

(4) 臨時の催物の主催者等が徴収すべき入場税を予納するまで入場券又は利用券を公給しないことが出来るものとする。

(5) 麻雀場、たまり場等地方財政委員会規則で定める施設の利用に対する入場税については、外形標準により課税することからできるものとし、この場合における税率は利用料金を課税標準とする場合において特別徴収義務者が納付すべき納入金の額と著しく均衡を失しないように条例で定めなければならないものとする。

(6) 前各項の改正は政令を以て定める日から実施すること。

二 遊興飲食税

(1) 藝妓の花代

(2) 藝妓の花代を伴う遊興、飲食の料金

(3) 前号以外の遊興又は飲食(4)に掲げるものを除く。及び料金、地域その他の区分に依り条例で

定める旅館における宿泊の料金

(4) 前号以外の宿泊及び前二号以外の飲食の料金

(5) 主として一品の価格百円未満の茶菓等を販売する都道府県知事の指定する場所における一品価格百円未満の飲食は非課税とする。

又は

喫茶店ミルクホール等地方財政委員会規則で定める場所における一品百円未満の軽飲食で同規則で定めるものについては非課税とすること。

(6) 左により徴収確保の措置を講ずること。

(7) 会社の寮、クラブ等における遊興、飲食及び持込飲食に対しても課税することが

百分の六十(現行百分の百)

百分の三十

(現行百分の四十)

百分の二十

百分の十(現行百分の二十)

できるものとする。

(四) 道府県知事は、特別徴収義務者の所得税又は法人税の基礎となつた売上金額に基いて遊興飲食税の税額を更正しをなければならないものとし、国は道府県知事の請求があるときは、当該所得税及び法人税に關する帳簿書類を閲覧させなければならないものとする。

(4) 前各項の改正は政令をもつて定める日時から実施するものとする。

三 電気ガス税

法第四八九條の非課税品目に左の品目を追加すること。

(A) 電解電炉工業製品

- | | | | |
|-----------|------------|------------|---------------|
| (1) 金属ソーダ | (2) 過酸化ソーダ | (3) 塩素酸ソーダ | (4) 過塩素酸アンモニア |
| (5) 過酸化水素 | (6) 二硫化炭素 | (7) 硫酸ソーダ | (8) 電解鉄 |

(B)

- | | | | |
|----------|----------|------------------|----------|
| (1) セメント | (2) アルミナ | (3) 苛性ソーダ（ア法を含む） | (4) ソーダ灰 |
|----------|----------|------------------|----------|

ビニロン及びポリビニール・アルコール、ポリアミド繊維及びカプロラクタム並びに醋酸纖維及び醋酸纖維素

(D) もつぱら螢光誘蛾燈、灌漑排水用電動機等に使用する農業用電力で地方財政本員会規則で定めるもの。

(E) 自家用ガス製造取締規則に規定する事業者が製造し、使用するガス

四 事業税、特別所得税

(1) 個人が行う事業に対する事業税のうち第一種事業（税率百分の十二）である湯屋業を特別所得税の第二種業務（税率百分の八）とする。

(2) 特別所得税のうち第二種業務（税率百分の八）である理容業を第一種業務（税率百分の六、四）とする。

(3) 民間放送事業の事業税を非課税とする。

(4) 政令で定める新事業に「製作、送達、広告代理業」を加える。

五 固定資産税 其の他

- 6 7 8 9 5 4 3 2 1
- (1) 国鉄、専売公社、日本放送協会の所有する固定資産、自動車、自転車及び荷車に対しても、発電施設、鉱業施設及び宿舎等直接その本来の事業の用に供しないものについては、それぞれ、固定資産税、自動車税、自転車税及び荷車税を課するものとする。
- (2) 農業協同組合の所有に係る固定資産については税率を百分の一（現行百分の一・六）に引下げる。

六 広告税及び接客人税の廃止は、改正法律公布の日からとすること。

地方財政本員会委員長

（参）地方行政本員会委員長 殿

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案について

目下衆議院地方行政委員会において立案中の標記修正案については、当委員会は、地方財政の現況及び地方税制運営の状況に鑑み、別紙のような意見を有するので、是非御再考を煩わしたい。（御高配を賜るようお願いする。）